

未成年のお客様は 禁煙席をご利用下さい



「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」により
喫煙所や喫煙区域へは未成年者の立入が禁止されています。

分煙のお店では**禁煙席をご利用ください。**

- ◆保護者などの大人が、未成年者を連れて喫煙所や喫煙区域に立ち入ることはできません。
- ◆喫煙所や喫煙区域の入口付近には、右の表示が義務付けられています。



「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」について

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」は、目的の1つとして、受動喫煙による健康への悪影響から未成年者を保護することを定めています。

■ 保護者の皆様へ ■

○ 未成年者を受動喫煙から守ってください！

保護者の責務として、未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めていただくことを定めています。（第4条）



○ 未成年者を喫煙区域や喫煙所に入れないでください！

保護者は、喫煙区域及び喫煙所に、その監督保護に係る未成年者を立ち入らせてはならないと定めています。（第13条第2項）



■ 施設管理者の皆様へ ■

施設管理者の責務の1つとして、喫煙区域及び喫煙所に未成年者（従業員等を除く）を立ち入らせてはならないと定めています。（第13条第1項）

受動喫煙による健康への悪影響について

■ 受動喫煙はこんなに危険です！ ■

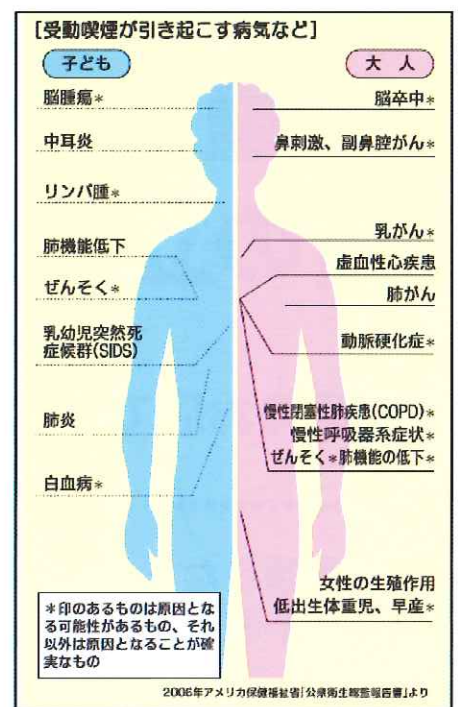
- ・他人のたばこの煙を吸わされることを受動喫煙といいます。
- ・受動喫煙は、肺がん、心疾患、低出生体重児等、多くの病気などの危険性を高めます。

■ 子どもの受動喫煙は特に危険！ ■

子どもの受動喫煙は、次のような病気などの危険性を高めます。

- ・中耳炎 ・肺機能の低下
- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）※
- ・肺炎 など

〔※ それまで元気だった赤ちゃんが睡眠中に何の前ぶれもなく亡になってしまう病気〕



詳しくは県ホームページにて

かながわのたばこ

検索

神奈川県 保健福祉局保健医療部がん対策課

電話 045 - 210 - 5025

